

# 重大事態への対応マニュアル(美馬市立美馬中学校)

## ★いじめ事案発生★

### (1) 組織員の構成

#### ①既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成:(校長・教頭・教務主任・人権教育主事・生徒指導主事・各学年主任・養護教諭・各学級担任・スクールカウンセラー)

#### ②外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成:(学校運営協議会委員)

### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応(対応者:教頭)

## I 重大事態の発生(疑いを含む)

## II 所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

## III 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

- ・公平性、中立性が確保された組織が、客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・①又は②のどちらが調査の主体となるかを決定する。
  - ①既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
  - ②調査を行うための第三者組織  
(美馬市適応指導教室スーパーバイザー・スクールソーシャルワーカー・人権擁護委員)

## IV 被害生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害生徒とその保護者、加害生徒とその保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。
  - ①調査の目的・目標      ②調査主体      ③調査時期・期間
  - ④調査事項・調査対象      ⑤調査方法      ⑥調査結果の提供

## V 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。
  - ①文書情報の整理      ②アンケート調査の実施
  - ③聞き取り調査の実施 → 時系列にまとめて分析する。
  - ④情報の整理

## VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援を行う。
- ・再発防止策を検討する。
- ・報告書の取りまとめをする。

【参照】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月 文部科学省)

平成30年3月作成  
令和3年4月改訂  
令和5年7月改訂  
令和7年3月改訂